

## モニタリングサイト 1000 里地調査 調査ボランティア活動保険のご案内

### 調査ボランティア活動保険

#### 1. この保険の概要

この保険は、保険契約者に登録されたモニタリングサイト1000（里地調査）の調査ボランティア（調査員）が、調査要項等に定められた調査活動中に、他人の身体や財物に損害を与え法律上の損害賠償責任を負った場合や、ご自身が急激かつ偶然な外来の事故によってケガをされたり死亡されたような場合（自宅との通常の経路における往復途上も含みます。）に補償されます。

#### 2. 保険契約者

公益財団法人 日本自然保護協会 様

#### 3. 被保険者

保険契約者に登録されたモニタリングサイト1000（里地調査）の調査ボランティア（調査員）

#### 4. この保険で支払われる保険金の額と内容

##### (1) 賠償責任事故

保険金額（てん補限度額）

対人・対物 共通	1事故 3億円限度 (免責金額 なし)
-------------	------------------------

##### \* 人格権侵害補償特約付

上記の金額を限度として

- ・被害者に支払うべき損害賠償金（治療費、入院費、通院交通費、付添看護料、慰謝料、物の修理代など）
- ・損害防止軽減の為に必要な応急手当、護送等の費用
- ・訴訟になったときの争訟費用、弁護士費用などが支払われます。

##### (2) 傷害事故

被保険者1名につき

死亡保険金	300万円
後遺障害保険金	300万円～12万円
入院保険金	1日 2,000円
通院保険金	1日 1,300円

##### \* 熱中症危険補償特約付

##### \* 食中毒危険補償特約付

- ・死亡保険金……保険金が支払われる事故により傷害を被り、その直接の結果として事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡したとき支払われます。ただし、後遺障害保険金が支払われている場合には、その支払われた金額を控除してお支払いいたします。

- ・後遺障害保険金……保険金が支払われる事故により傷害を被り、その直接の結果として事故発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたとき、保険金額に後遺障害の程度に応じた割合を乗じた額が支払われます。（すでに後遺障害がある状態でケガにより後遺障害の程度が加重されたときは加重後の割合から既存障害の割合を控除します。）
- ・入院保険金……保険金が支払われる事故により傷害を被り、その直接の結果として事故発生日からその日を含めて180日以内に医師による治療のために入院したときは、180日を限度として支払われます。
- ・手術保険金……保険金が支払われる事故により傷害を被り、事故発生日からその日を含めて180日以内に医師によるそのケガの治療のために病院または診療所において対象となる手術を受けたときは、入院保険金日額に所定の倍率（10倍または5倍）を乗じた額が1事故につき1回の手術に限り支払われます。
- ・通院保険金……保険金が支払われる事故により傷害を被り、その直接の結果として医師による治療のために通院したとき、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院に対し、90日を限度として支払われます。ただし、入院保険金が支払われる期間と重複しては、支払われません。また、薬剤、診断書、医療器具の受領などを目的とした医師による治療を伴わない通院はお支払いの対象になりません。

#### 5. この保険で支払われない場合（おもなもの）

##### （損害賠償責任事故・傷害事故 共通）

- ・地震、噴火、洪水、津波などの自然変象による場合
- ・戦争、変乱、暴動、労働争議、政治的または社会的騒じょうによる場合
- ・保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意による場合
- ・保険金受取人の故意に
- ・日本国外における事故の場合
- ・被保険者の自宅内（敷地を含みます）における事故の場合

##### （前記のほか損害賠償責任事故の場合）

- ・被保険者が各種業務に従事中的使用人の身体の障害について負担する賠償責任
- ・被保険者が所有・使用もしくは管理する航空機・自動車または銃器に起因して負担する賠償責任

##### （前記のほか傷害事故の場合）

- ・自殺行為、犯罪行為、闘争行為による場合
- ・脳疾患、疾病、心神喪失による場合
- ・他覚症状のない頸部症候群（いわゆるムチウチ症）または腰痛
- ・ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用する山岳登山、スキューバダイビングなど、その他これらに類する危険な運動
- ・海難救助ボランティア活動、山岳救助ボランティア活動、野焼きまたは山焼きを行なうボランティア活動、チェーンソーを使用する森林ボランティア活動、銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動

## 6. 保険料

### 7. 被保険者名簿などの整備

保険契約者は、ご契約時に登録された被保険者名簿や調査報告など把握した活動状況などを整備しておくこととします。

### 8. 保険料の精算

本制度における直近年度に把握した実績を保険料算出基礎数字として確定保険料契約となり、保険期間終了後の保険料精算は行いません。

### 9. 保険期間

令和6年7月13日午後4時より

令和7年7月13日午後4時まで 1年間

### 10. 引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

## 公益財団法人 日本自然保護協会

モニ 1000 里地調査事務局

〒104-0033 東京都中央区新川 1-16-10 ミトヨビル 2F

TEL： 03-3553-4101 FAX： 03-3553-4101

※職員は在宅勤務が多いため、お電話は折り返しの対応となりますことご了承ください。

損害保険特級代理店 東京保険センター

(株) 甲南保険センター

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 2-14-2 雄邦ビル 4F

TEL： 03-3264-5353(代表) FAX： 03-3264-2021